

# 加美町スポーツ少年団本部規約

## (総 則)

- 第1条 加美町スポーツ少年団本部に関することを定める。『以下、本部という』  
第2条 本部は、町に登録したスポーツ少年団をもって構成し、これを代表する組織体とする。

## (目 的)

- 第3条 本部は、スポーツを通して青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

## (事 業)

- 第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 町内スポーツ少年団育成計画の策定と実施
  - (2) 町内スポーツ少年団員相互の親睦と体力向上を達成する為の活動計画の策定と実施
  - (3) 他市町村スポーツ少年団との交流
  - (4) スポーツ少年団の登録
  - (5) 体力テストの実施
  - (6) 町内スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活動
  - (7) スポーツ少年団に関する広報活動
  - (8) 団員及び指導者等の表彰に関すること。
  - (9) その他目的達成に必要な事項

## (登 録)

- 第5条 本部への加入は登録をもって行う。
- 2 登録については、加入料を添えて、登録の書式に従い、本部へ手続きするものとする。

## (役 員)

- 第6条 本部に次の役員を置く。
- |              |     |             |    |
|--------------|-----|-------------|----|
| (1) 本部長      | 1名  | (2) 副本部長    | 2名 |
| (3) 指導者協議会代表 | 3名  | (4) 地区協議会代表 | 3名 |
| (5) 学識経験者    | 若干名 | (6) 監 事     | 2名 |
- 第7条 本部長・副本部長は、本部役員会で提案し、理事会で推挙する。  
その後、総会で承認を得る。
- 2 本部長は本部を代表し、会務を総括する。
  - 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故ある時は職務を代理する。
- 第8条 本部長は、本部役員会を組織し会務を執行する。  
また、本部長は、本部役員会を受けて理事会を組織し会務を執行する。
- 第9条 本部役員会及び理事会は、本部長がこれを招集し議長となり、本部活動の企画運営にあたる。
- 第10条 理事会の構成は、次のとおりとする。
- (1) 本部役員 全員
  - (2) 単位団の代表者 各1名
- なお、単位団の代表者各1名は、本部役員全員を除く。
- 第11条 庶務会計は、本部長が委嘱し事務を掌握する。

- 第12条 監事は、理事会で推薦し、総会で承認する。

2 監事は、会計を監査する。

- 第13条 本部に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は理事会の推薦に基づき、本部長が委嘱し、会議に出席して意見を述べることができる。

- 第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会 議)

- 第15条 総会は、本部長がこれを招集する。
- 2 総会構成者は、理事会構成者及び単位団1名以上の参加で総会を構成する。  
なお、単位団1名以上とは、理事会構成者を除く。

- 第16条 総会は、決議機関であり、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 本部事業の計画
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) その他本部運営に関する事項

- 第17条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (専門委員会)

- 第18条 本部に、事業、研修、広報の各委員会を置く。

2 専門委員会については別に定める。

## (指導協議会)

- 第19条 本部に指導者の資質・指導方向上のための指導者協議会を置く。

2 指導者協議会については別に定める。

## (地区協議会)

- 第20条 本部に地区の指導者及び母集団の連絡調整と地区事業の連絡調整を図るために、地区協議会を置く。  
また、母集団は、地区協議会等の関係機関の指導の下に各単位団スポーツ少年団を育成・支援する。

## (会 計)

- 第21条 本部の経費は加入料、補助金、寄付金その他収入をもってあてる。

- 第22条 本部の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

## (事 務 局)

- 第23条 本部事務局を加美町教育委員会生涯学習課内に置く。

## 附 則

この規約は、平成15年4月1日より施行する。

この規約は、平成17年4月1日より施行する。

この規約は、平成19年4月1日より施行する。

この規約は、平成24年4月1日より施行する。

この規約は、平成28年4月1日より施行する。